

主題：生活保護制度における「自立」概念の再検討

—副題：1940年～50年代の「社会保障制度審議会」を構成したアクターの言説に着目—

○ 一橋大学大学院 氏名 狩谷尚志 (会員番号：009612)

キーワード3つ：「生活保護制度」「自立」「社会保障制度審議会」

1. 研究目的

本研究の目的は、「社会保障制度審議会」を構成した政策主体における「自立」に関する議論を再検討することを通して、生活保護制度理念である「自立」が、いかなる政治・規範的対立を背景に制度化されたのかを明らかにすることにある。

2. 研究の視点および方法

本研究では(1)生活保護制度の制度史を描いた研究(2)「自立」概念に焦点を当てた研究、以上の分野に関する先行研究の検討を行った。ここでは先行研究における課題を以下のように指摘している。第一に、前者に関する近年の研究群においては、取り上げる政策主体（以下「アクター」とする）が主に統治層（GHQ 福祉局局員、厚生省官僚）に限定されているという課題が存在した(副田 1995; 菅沼 2005; 岩永 2011)¹。第二に、後者の研究群においては「自立」概念の分析対象期が1980年代以降に限定されている事、また生活保護制度への制度化との関係が十分に明らかにされていない事(福原 2005; 桜井 2017)²、以上の課題が存在した。このような点が課題として残されていることから、制度形成の歴史像が一面的な説明に留まっていたこと、また「自立」の歴史的脈と、制度化との関係が不明瞭となっていた。

上述の課題を踏まえて本研究では、両研究領域を架橋した上で、「1940～50年代における「自立」概念の特徴を明らかにする」ことを目的に検討を行なった。本研究で用いた視点並びに方法は以下の通りである。生活保護制度（新法）の形成期において、当時諸社会保障制度の理念・原理形成に関する政策提言を行った「社会保障制度審議会」を構成した論者の言説（テキスト）に着目し、従来の研究で焦点が当てられていた統治層アクター（GHQ 福祉局局員、厚生省官僚、政権党議員）³に対して、被統治層（社会・労働運動、慈善救済活動家、社会事業家）⁴、知識人層(大河内一男、大内兵衛)以上の2つのアクターを分析視角として加え、新たな資料⁵を用いて検討を行った。

¹副田義也(1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会; 菅沼隆(2005)『被占領期社会福祉分析』ミネルヴァ書房; 岩永理恵(2011)「生活保護は最低生活をどう構想したか—保護基準と実施要領の歴史分析—」ミネルヴァ書房

²福原宏幸(2005)「『日本における自立支援と社会的包摂—社会的困難を抱える人々への支援を巡って—』『経済学雑誌』第106巻第2号; 桜井啓太(2017)『〈自立支援〉の社会保障を問う—生活保護・最低賃金・ワーキングプア』法律文化社

³本研究では「小山進次郎」「木村忠二郎」以上の主体を統治層と位置付け検討を行なった。

⁴本研究では「山下義信」「姫井伊介」以上の主体を被統治層と位置付け検討を行なった。

⁵とりわけ本研究では対象資料を審議会の議事録や国会における答申に限定せず、制度形成に関する議論が行われた上記の「場」を構成した論者の研究論文、雑誌記事、回顧録、日記、他の委員会における発言等を検討対象としている。

3. 倫理的配慮

本研究では、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程（2018年5月27日施行）」に定められた倫理規定に則り、研究活動を行うに際して、尊厳を毀損するような（年齢、性別、人種、宗教、社会的地位、障がいの有無、政治的信条などに関する）差別的行為並びに発言、ハラスメントへの十分な配慮など、研究上の高い倫理性を持つことを常に心がけた。また、他者の研究成果の剽窃や、調査データ・史料の偽造・捏造等の無いように厳密な注意を払い、研究を行った。

以上の様に本会員は、「一般社団法人日本社会福祉学会」の定める研究倫理規程を参照・遵守し研究・調査活動を行った。

4. 研究結果

先行研究を踏まえ、分析の視座に「被統治層」並びに「知識人層」を加えた結果、「自立」とは、1940～50年代において、明確なコンセンサスを獲得した概念ではなく、各社会集団において多義的に用いられた概念であった事が明らかとなった。また、「自立」に関する各論者の立場は以下の様に大きく三つに分類が可能であった。(1)労働市場にて活動を行い、経済的な自助を達成している状態を意味するものとして「自立」と定義する立場(2)中間集団を用いて対象の能力の「育成」を行い、労働市場へ移行する意思を個人が有することを以て「自立」と定義する立場(3)労働市場への移行や経済的な自助の達成ではなく、日常の起居動作を行う個人の意志及び意欲の尊重や、文化的生活を個人が営む事が可能な状態をもって「自立」と定義する立場、以上三つの立場が存在した事が明らかとなった。

また上記の異なる「自立」観を有した論者と、政策審議過程において提起された具体的政策を関連づけて検討を行った。その結果1940～1950年代の日本においては、(1)「生産力の向上」を目的とする共同体への貢献が可能な個人を創出するために、「自立」概念をモラルとの関連から制度化し、最低限の「所得保障」制度の導入を主張した論者(2)就労可能な個人の能力を「育成」「発達」するために「民間社会事業」の活用・助成や「所得保障」の導入を主張した論者(3)労働市場以外での活動機会を保障するために「所得保障」制度の導入並びに「授産施設」「民間社会事業施設」への国家助成を主張した論者、以上の歴史的背景及び政治・規範的対立を背景に生活保護制度が制度化されたことを明らかにした

5. 考察

以上の研究結果から、(1)「自立」概念には、一方では特定の目的を有する共同体への参加や秩序維持のためのモラルを個人に要請し、他方では特定の領域や目的に限定されない、個人の意思の尊重並びに活動の自由を共同体へと要請するという、相反する性質を内在する点に特徴がある事(2)1940～50年代にかけての「自立」を軸とする規範・政治的対立を踏まえて、各種制度の性質や理念形成がいかに行われたかを説明するには、「統治層」のみならず「被統治層」や「知識人」といったアクター間の関係並びにそれらアクターが提起した言説的要因に着目・考察する必要がある事、以上の研究上の示唆が得られた。